

# デジタルテレビ中継局整備事業の概要

## (無線システム普及支援事業)

### 1. 目的

(1) 地上アナログテレビ放送のうち、一般放送事業者が行っている放送を受信している地域において、当該一般放送事業者の放送に係る地上デジタル放送用施設及び設備の整備を支援することによって、地上デジタルテレビ放送の受信可能な地域の拡大を図るとともに、地上デジタルテレビ放送への円滑な移行を目的としている。

【平成21年度当初予算(平成20年度予算の繰越を含む)】

(2) 一般放送事業者のアナログ中継局が未整備の地域において、デジタルテレビ中継局の新規整備等を行う事業者に対し、施設及び設備の整備を支援することによって、当該地域における地上デジタルテレビ放送の受信メディア格差を無くすことを目的としている。

【平成21年度補正予算】

### 2. 事業の概要

上記目的のため、一般放送事業者が地上デジタルテレビ中継局の整備を行う場合、国がその整備費用の一部を支援する。

ア 事業主体	都道府県、市町村、一般社団法人、一般財団法人又は放送事業者
イ 補助対象施設	中継局施設(局舎、鉄塔、放送機、空中線、電源設備等)
ウ 補助率	1/2

### 3. イメージ図

